

新潟県条例第50号

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例（平成11年新潟県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前				
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）				
占用料等の基準				占用料等の基準				
種類	細 目	算定の 基礎	料 金	種類	細 目	算定の 基礎	料 金	
(略)				(略)				
土砂 採 取 料	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	175円	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	160円
		長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	65円		長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	60円
		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	130円		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	120円
		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,940円		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,610円
		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,895円		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,230円
		長径120センチメートル以上のもの	(略)	<u>7,895円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに789円を加算した額		長径120センチメートル以上のもの	(略)	<u>7,230円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに723円を加算した額
		砂利	(略)	195円		砂利	(略)	180円

	かき込み砂利	(略)	175円			かき込み砂利	(略)	160円
	土砂	(略)	150円			土砂	(略)	140円
	(略)					(略)		
備考 (略)				備考 (略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における採取に係る土砂採取料について適用し、同日前に
おける採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。